

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和2年2月5日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	2番 井澤 茂治
3番 宇井 忠朗	4番 山本 功
5番 中井 利治	6番 森島 隆詞
7番 森本 豊	9番 浅田 清隆
11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

8番 上西 敏夫	10番 松尾 純一
----------	-----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 上村 篤司

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 令和元年度農用地利用集積計画（第9次）の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について

8、署名委員

13番 岩井 三郎	1番 竹内 清
-----------	---------

9、閉会の日時

令和2年2月5日午後2時50分

審議の経過

議長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年第2回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員さんは14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員さんにおいては、5名中5名の方にご出席いただいております。

委員の皆様には、お忙しいところ、農業委員会総会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の署名委員さんは、13番、岩井三郎委員さん、1番、竹内清委員さんのお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

議案書、1ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、次ページの2ページをごらんいただきたいと思います。ひろびろ苺ファームの東に位置するところでございます。

本件の譲り受け人につきましては、ひろびろ苺ファームの経営者で、経営農地を全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられますので、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

続きまして、1ページ戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

場所につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。廣学館高校の北側に位置するところでございます。

本件の譲り受け人につきましては、この土地の耕作者で、前回の総会で合意解約いたしました74番地の小作権と今回のこの2筆の所有権との交換というような形になっておりまして、この2筆を取得されるという形になってございます。譲り受け人は経営農場全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきましても、要件を十分満たしておられます。また、耕作によりまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため許可相当と考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長 ありがとうございました。

1番については地区担当委員さんの井澤委員さんが現地確認を行っておられますので、補

足説明をお願いします。

井 澤 2番、井澤です。ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、1月27日、事務局、上村局長さんと申請のありました現地を確認しました。現地は、農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。また、今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員として何ら問題ないものと考えています。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

2番については、私が現地確認をしておりますので、補足説明をいたします。

事務局より提案説明のありましたとおり、1月28日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。現地は、農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。また、今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員として何ら問題ないものと考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

それでは、議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、許可の賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、議案第1号は、許可することに決定いたします。

議 長 議案第2号、令和元年度農用地利用集積計画（第9次）を議題とします。

それでは、議案第2号について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第2号、令和元年度農用地利用集積計画（第9次）でございます。

議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

1番でございます。

朗読。

7ページのほうをごらんいただきたいと思います。経営状況でございます。

朗読。

この分につきましては、産業振興課が一緒に進めております夏秋いちごの分の企業が今回、

農業法人として農地を借りて、ここにハウスを建てて、イチゴづくりに着手するということでございます。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。京奈和自動車道、下柏インターの東側に位置するところでございます。

5ページに戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

続きまして、その下の3番を先に説明させていただきます。

朗読。

9ページをごらんいただきたいと思います。営農状況でございます。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。菱田地区の北側に位置するところでございます。近鉄とJRの間でございます。2番地、3番地でございます。

続きまして、6ページに戻っていただきまして、4番でございます。

朗読。

11ページをごらんいただきたいと思います。経営状況でございます。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。菱田地区の北側に位置するところでございます。

また6ページに戻っていただきまして、5番でございます。

朗読。

13ページをごらんいただきたいと思います。経営状況でございます。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。役場の南西に位置するところでございまして、2筆でございます。

続きまして、次ページの15ページでございます。南稲の蓮池の東側に位置するところでございます。この分につきましては、従来よりこの田中秀樹さんのお父さんの家がこの南稲堂塙内16番地の横に建っております。そのお父さんと一緒に周辺の農地を耕作をしておられました。今回、その分を利用集積の形で出していくということです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第2号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号の計画は決定いたしました。

議 長 続きまして、当日提案させていただいた議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

それでは、1番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、山本委員さんは審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(山本委員退席)

議 長 それでは、事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第3号のほうを説明させていただきたいと思います。

初めに、先ほど会長のほうからもありましたように、当日提案をさせていただく形になりました。議案の最終ページを見ていただきたいと思います。令和2年2月3日、農業振興地域整備計画の変更が公告され、農振農用地除外が確定いたしましたので、その分につきまして、再度議案を提案させていただくということになりました。

それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、2ページをごらんいただきたいと思いますが、精華南中学の北側に位置するところでございます。

先ほど説明してましたように、一番最後に、計画変更の告示書をつけさせていただいております。

この分につきましては、立ち会い等につきましてももう9月の時点で終わっておりますので、今回、その分については説明は省かせていただきたいと思います。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域、または市街地区域の傾向が著しい区域に近接する区域で、住宅施設が連担している区域で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては、転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしていると思います。

したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

それでは、議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号、許可相当の意見をつけて、
知事に進達することに決定いたします。

山本委員さんが着席するまでしばらくお待ちください。

(山本委員着席)

議長 山本委員さんにお伝えします。議案第3号は許可相当と進達することに決定いたしました。

<その他>

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会についてお諮りします。2月28日金曜日13時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、次回の総会を2月28日金曜日13時30分からと決定いたします。後日、開催については文書で通知いたしますが、議案締め切り後、総会開催日まで4日しかございませんので、事務局と議案調整後に発送となりますので、送付が間に合わないことも想定されますので、議案については当日配付とさせていただきます。

これをもって本日の予定しております議事は全て終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり貴重な審議をいただき、また、議事進行にご協力を賜り、
ありがとうございました。これをもちまして総会を閉会させていただきます。

時に午後2時50分